



1月17日は「防災とボランティアの日」 1月15日から21日は「防災とボランティア週間」

防災 西警速報

発行
浦和西警察署
854-0110

「防災とボランティアの日」「防災とボランティア週間」は、災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実を図ることを目的として、阪神・淡路大震災（平成7年1月）を契機に設けられたものです。（平成7年12月15日閣議了解）

● では、そもそも「ボランティア」ってなんでしょう？

厚生労働省のホームページによれば

「ボランティアについて明確な定義を行うことは難しいが、一般的には

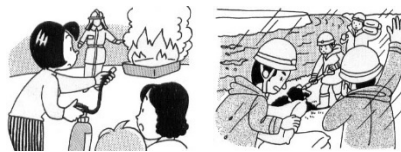
『自発的な意思に基づき他人や社会に貢献する行為』

を指してボランティア活動と言われており、活動の性格としては、

『自主性』『社会性』『無償性』

等があげられる。」

とされています。



● 「ボランティア」は、英語表記だと「Volunteer」となります。

これはラテン語の「Volō」が語源と言われ、「自ら進んで～する」「喜んで～する」という意味があるそうです。つまり、「自発性」が中心となる行動と言えることとなります。

◎ 「自助・共助・公助」について

自助… 一人一人が自分でできることを考え、準備し、「自分自身を守る」こと。自分を守ることで、家族や友人、隣人を助けることができる、という考え方です。

共助… 災害時はお住まいの地域や、会社などの職場での協力が不可欠です。隣近所、地域で協力することにより、自助の活動より大きな範囲に影響を与えることができます。

公助… 国や自治体などが国民の生命・財産の保護にあたるのは「任務」です。

※ しかし、広範囲にわたる災害などの場合、国や自治体、警察や消防、自衛隊などがすべての事象に瞬時に対応することは、ほぼ不可能です。

そこで重要になるのが上記の自助と共助なのです。

わが国は「地震大国」と言われており、世界中で発生するマグニチュード6以上の地震の内、約20%が発生しています。また東京、神奈川、千葉、埼玉などの首都圏を震源地とする首都直下地震について、

今後30年間でマグニチュード7以上の地震が発生する確率は70%程度

と発表されています。

避難場所、非常用持出し袋、緊急時の連絡方法など、もう一度、家庭や職場での災害対策を考えてみてください。



～官民一体となった防災・減災対策の推進～